

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市飯岡南原における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年10月18日に発生した京田辺市飯岡南原における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

95,700円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和6年10月18日午後4時頃、移動図書館車を駐車する際、相手方自宅の塀に接触し、塀の一部に損害を与えたもの。